

**事業者の皆様へ**  
**～全数届出見直しに伴う変更について～**

**令和4年9月27日**

# 全数届出見直し後の手続き①

県では9月26日から全数届出の見直しを行い、医師が提出する発生届の必要な方を限定します

## ポイント

➤見直し後については、

1. **高齢者や重症化リスクの高い方等を重点的に**対応するために発生届の対象を以下の人へ限定

【発生届の対象となる方】

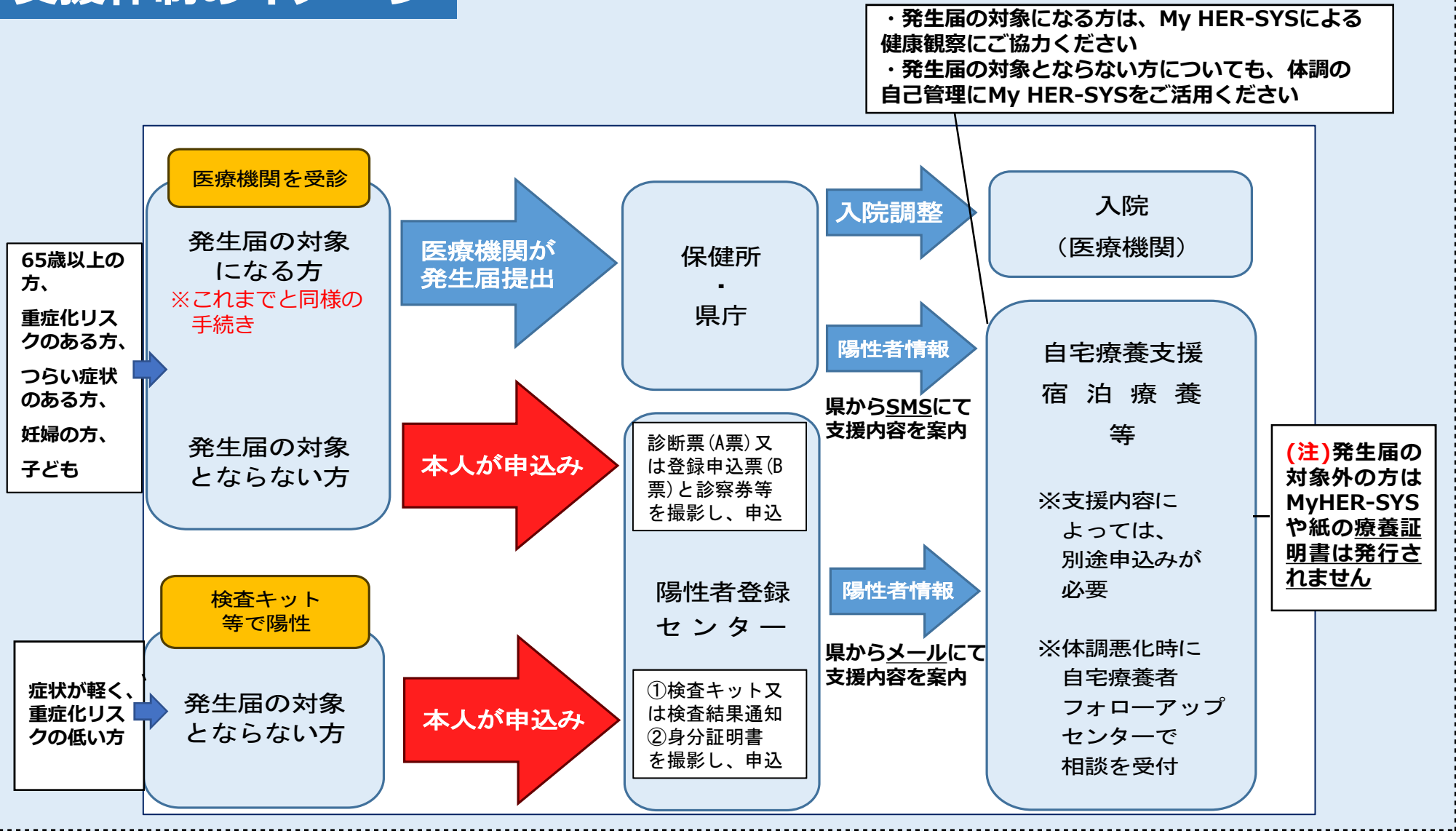
- ① **65歳以上**の方
- ② **入院を要する**方
- ③ **重症化リスク**があり、かつ、**新型コロナ治療薬の投与**又は**酸素投与**が必要な方
- ④ **妊婦**の方

2. ①～④**以外の症状が軽く、重症化リスクが低い方等は発生届の対象外**  
⇒自身で**陽性者登録センター**へ登録

となります

# 全数届出見直し後の手続き②

## 支援体制のイメージ



# 全数届出見直し後の手続き③

## 発生届の対象とならない方の注意事項

- **症状が軽く、重症化リスクの低い方は、発熱外来の受診に代えて、検査キットによる検査を検討してください**  
**陽性と思われる結果が出た場合には、陽性者登録センターへの申込みをお願いします**
- **医療機関を受診し、発生届の対象外となった方は、医療機関から交付される診断票（A票）又は登録申込票（B票）に記載された内容に従い、ご自身で陽性者登録センターへの申込みをお願いします**

# 全数届出見直し後の手続き④

## 発生届の対象とならない方の注意事項

【登録によって利用することができる支援】

- 体調の自己管理にMy HER-SYSをご活用ください
- 医師によるオンライン健康相談が14日間無料で利用可能です
- 体調が悪化した際は、**自宅療養者フォローアップセンター**へご連絡ください
- 宿泊療養や**パルスオキシメーター**の貸出、**配食サービス**を希望する場合は、**県から届くメールに記載のURLから申込登録**をしてください

(注)急激な体調悪化時は  
救急要請(119番)

# 療養証明書について

(注) 発生届の対象とならない方は療養証明書が発行されません

➤ 発生届の対象になる方（高齢者や重症化リスクの高い方等）

⇒引き続きMy HER-SYSの療養証明書をご利用ください

【療養証明書が発行可能な方】

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦の方

➤ 発生届の対象とならない方（上記以外の方）

⇒9月26日以降、My HER-SYSや紙の療養証明書は発行されません

療養証明書の発行を求めに医療機関等を受診しないでください

引き続き、職場等において療養証明書や陰性証明書の提出を求めないでください

# 療養期間の考え方

9/7から変更

## ■ 本人が陽性の場合

10日間かつ症状軽快後72時間経過から短縮

- 発症日から **7日間**かつ症状軽快後**24時間**経過で解除
- **無症状**の場合、**5日目**に抗原定性検査で**陰性**を確認した場合は**6日目**に解除

今回追加

原則、保健所から療養終了の連絡はありません。  
ご自身で解除基準のご確認をお願いします。

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
 自宅療養者 宿泊施設療養者	症状のある方	発症日	不要不急の外出自粛 (発症日を0日目として7日間)							療養解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底		
	症状のない方	検体採取日	不要不急の外出自粛				抗原検査キット陰性		療養解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底			

※ただし、入院や高齢者施設に入所している方は、これまで同様、**10日間**かつ症状軽快後**72時間**経過

### ★療養期間中の過ごし方

- 原則、外出は自粛してください。
  - 症状軽快から**24時間経過後**又は**無症状**の場合、食料品等の買い出しなど**必要最小限**の外出は可能です。
  - ただし、**自主的な感染予防行動を徹底**してください。
- 例) マスクを着用する、外出時や人と接する際は短時間とする、移動時は公共交通機関を使わない

(注) 症状がある方は10日間、症状がない方は7日間が経過するまでは、**感染リスクがあるため**、検温などの健康状態の確認や、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けるなど**自主的な感染予防行動を徹底**してください。

## ■ 濃厚接触者となった場合

### ➤ 感染者との最終接触日から **5日間**経過

抗原定性検査により2, 3日目に検査し、陰性であった場合は3日目から解除可能

※同居家族内で感染者が発生した場合は、**陽性者の療養期間終了日から5日間経過**  
 ただし、自宅において**日常生活で可能な範囲での感染対策**（マスク着用、手指消毒等）**を行った場合は、感染対策を行った日から5日間経過**で解除。



※同一世帯内で感染者が発生し、住居内でマスク着用や手指消毒等などの日常生活で可能な範囲での感染対策も講じられない場合は、陽性者の療養期間終了日